

第3章 宅地造成の技術的基準等

1 技術的基準等について（法第9条、条例第4条）

（1）基準の考え方

宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事は、令（その令で規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）及び条例で定める技術的基準等に従い、擁壁、排水施設その他の令で定める施設の設置その他宅地造成に伴う災害を防止するため必要な措置が講じられたものでなければなりませんとされています。

令で定める技術的基準及び条例で定める許可基準は、宅地の安全と排水を含めた防災を主たる目的としています。

これは、宅地造成工事規制区域内における造成宅地に関する工事について一定水準の安全性を確保しようとするものです。

（2）宅地防災マニュアル

宅地造成に関する工事による災害の発生を防止するための措置について、基本的な考え方や具体的な手法等を体系的に取りまとめた「宅地防災マニュアルの解説（第二次改訂版）（編集：宅地防災研究会、発行：株ぎょうせい）」（区域の選定、調査、耐震対策、切土、盛土、法面の保護、擁壁、排水、軟弱地盤対策、工事中の防災措置等）を参考として、宅地造成の計画、設計、施工をしてください。

2 技術的基準の付加（令第15条第2項）

令第15条第2項の規定に基づき下記のとおり、技術的基準を付加していますので、宅地造成に関する工事を設計する際は、留意してください。

[取扱規則]

（技術的基準の付加）

第9条 高さが2メートル以下のがけ面に設置する擁壁（令第6条第1項第1号の規定により設置するものを除く。）については、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとしなければならない。ただし、令第14条の規定により、国土交通大臣が令第6条第1項第2号及び第7条から第10条までの規定による擁壁と構造材料及び構造方法が同等以上の効力があると認めるものについては、この限りでない。

（内容）

- 高さが2メートル以下のがけ面に設置する擁壁で、令第6条第1項第1号の規定により設置する擁壁（義務設置擁壁）以外の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとしなければなりません。ただし、令第14条の規定による大臣認定を受けたものは、認められます。
- この規定により、コンクリートブロック塀に使われている空洞ブロック、板柵又は単管、H鋼横矢板等による擁壁は、認められません。

3 地盤（令第5条・第6条・第12条）

（1）地盤について講ずる措置

切土又は盛土（令第3条第4号の切土又は盛土を除く。）をする場合は、崖の上端に続く地盤面には、特別な事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配をとらなければなりません。

（2）盛土

ア 盛土法面勾配は、30度（1：1.8）以下としなければなりません。

イ 盛土法面の高さは、15.0m以下とし、高さ5.0m以下毎に幅1～2m以上の小段を設けてください。

また、必要により斜面安定計算（円弧すべり）を行い、安全率を常時で、1.5（大地震時で1.0）以上としてください。

ウ 地形・地質・地下水位等の調査を必要に応じて行ってください。

エ 基礎地盤を含めた盛土全体の安定性について検討してください。

オ 盛土法面は、筋芝工、法枠工等の法面防護を行ってください。

カ 法尻及び小段には排水施設を設置し、縦排水溝により流下させ、法尻には、法止め施設や洗掘防止措置を必要に応じ行ってください。

キ 盛土工事を行う箇所は、草木をすべて伐開・除根し、腐植土を除去して下さい。

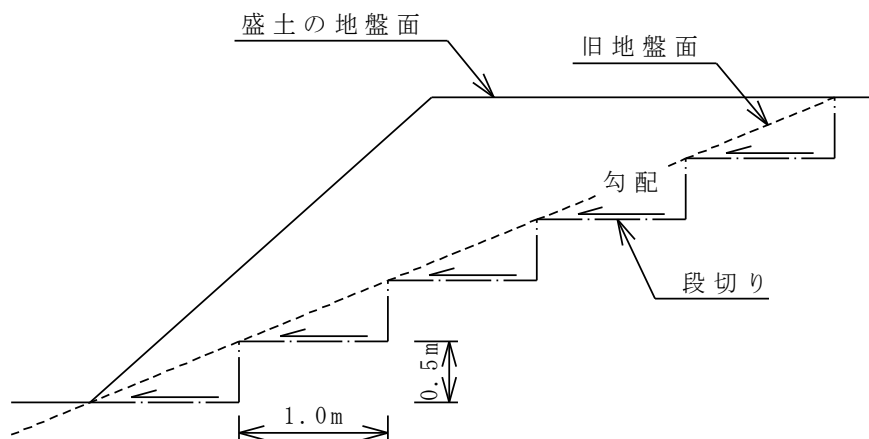
ク 盛土材料は、土丹岩等の良質土を使用してください。

ケ 地盤が15度（約1：4.0）程度以上の傾斜地盤上に盛土をする場合は、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないように原地盤について段切りその他の措置を講じなければなりません。（図3-1参照）

コ 湧水の多い所に盛土をする場合は、有孔管等による排水施設を設置し、軟弱地盤では、土の置き換え、サンドマット等の地盤改良を併用し、擁壁の設置等安全上必要な措置を講じてください。

サ 盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、おおむね30cm以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとにローラーその他これに類する建設機械で締め固めるとともに、必要に応じて地滑り抑止ぐい等の設置その他の措置を講じなければなりません。

図3-1



(3) 切土

ア 切土法面の勾配は、表3-1に適合するように計画し、表3-1に適合しない場合は、その崖面の全てを擁壁で覆わなければなりません。(表3-2参照)

表3-1

土質	擁壁を要しない勾配の上限	擁壁を要する勾配の下限 (崖面上端から下方に垂直 距離5m以内の部分に限る。)
軟岩(風化の著しいものを除く)	60度	80度
風化の著しい岩	40度	50度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これらに類するもの	35度	45度

※ 上記以外の土質については、30度以下としてください。
(例：岩屑、腐食土(黒土)、埋土、その他これらに類するもの)

イ 表3-1右欄に該当する崖の部分が同表中欄に該当する崖によって上下に分離された崖の部分がある場合は、同表中欄に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなします。(図3-2参照)

ウ 切土法面の勾配が上表の角度を超える場合は、擁壁で覆わなければなりません。

エ 切土法面の高さが、5.0mを超える場合は、高さ5.0m以下毎に幅1~2m以上の小段を設けてください。

また、法面の高さが10.0mを超える長大法面については、必要に応じて斜面安定計算を行い、安全率を常時で1.5(大地震時で1.0)以上としてください。

オ 切土崖面(擁壁で覆われた崖面を除く。)は、風化その他の浸食から保護されるように張芝工、種子吹付工、法枠工、ラス張モルタル吹付工等の防護を行わなければなりません。

カ 法尻及び小段には排水施設を設置し、縦排水溝により流下させ、法尻には、法止め施設や洗掘防止措置を必要に応じて行ってください。

キ 流れ盤、割れ目の多い岩、湧水、法高の特に大きい場合等は、安全対策について十分な検討をしてください。

ク 切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留(以下「地滑り抑止ぐい等」という。)の設置、土の置換えその他の措置を講じなければなりません。

表 3-2

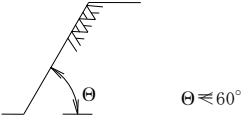
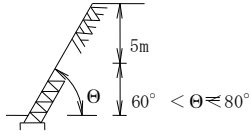
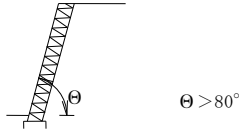
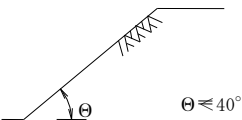
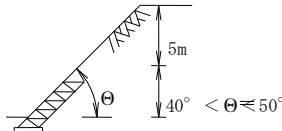
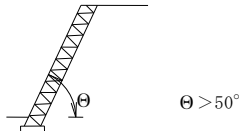
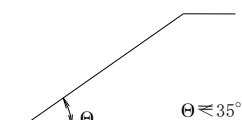
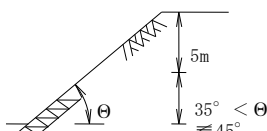
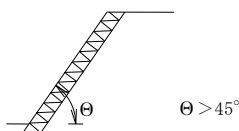
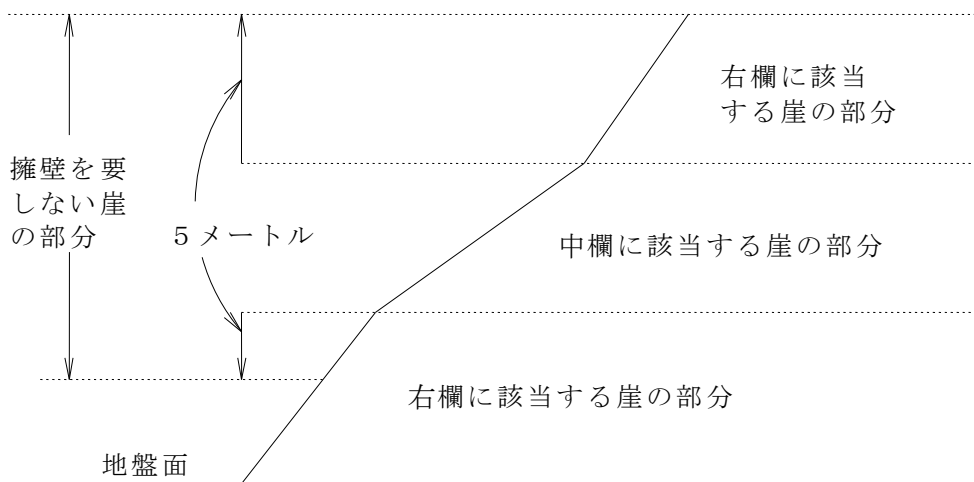
区分 土質	(A) 擁壁不要	(B) 崖の上端から垂直距離5mまで擁壁不要	(C) 擁壁を要する
軟岩（風化の著しいものを除く。）	崖面の角度が60度以下のもの。  $\theta \leq 60^\circ$	崖面の角度が60度を 超え80度以下のもの。  $60^\circ < \theta \leq 80^\circ$	崖面の角度が80度を超えるもの。  $\theta > 80^\circ$
風化の著しい岩	崖面の角度が40度以下のもの。  $\theta \leq 40^\circ$	崖面の角度が40度を 超え50度以下のもの。  $40^\circ < \theta \leq 50^\circ$	崖面の角度が50度を超えるもの。  $\theta > 50^\circ$
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの。	崖面の角度が35度以下のもの。  $\theta \leq 35^\circ$	崖面の角度が35度を 超え45度以下のもの。  $35^\circ < \theta \leq 45^\circ$	崖面の角度が45度を超えるもの。  $\theta > 45^\circ$

図 3-2



4 擁壁（令第6条～令第11条、第14条）

（1）間知石及びコンクリートブロック練積み造擁壁（令第8条）

ア 擁壁の高さ

間知石及びコンクリートブロック練積み造擁壁の地上高さは、5.0m以下としなければなりません。

イ 擁壁の構造

間知石練積み造その他の練積み造擁壁は、令第8条の別表第4（P81参照）に適合した構造としなければなりません。

また、擁壁の上端の厚さは、令第8条の別表第4の第1種又は第2種に該当する場合は、40cm以上とし、その他の土質に該当する場合は、70cm以上としなければなりません。

ウ 擁壁の根入れ

間知石練積み造その他の練積み造擁壁の根入れ深さは、令第8条の別表第4の第1種又は第2種に該当する場合は、擁壁の高さの100分の15(その値が35cmに満たないときは35cm)以上、その他の土質に該当する場合は、擁壁の高さの100分の20(その値が45cmに満たないときは45cm)以上としなければなりません。(擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除く。)

(付録 表1-1参照)

エ 石材及びコンクリートブロック材

擁壁に用いる石材その他の組積材の控え長さは30cm以上なければなりません。

また、石材は、安山岩、花こう岩等硬質のもの、あるいはこれらと同等以上の比重、強度、耐久性を持つものとする。

コンクリートブロック材は、4週圧縮強度 $18\text{N}/\text{mm}^2$ 以上で、重量は $350\text{kgf}/\text{m}^2$ 以上のものとしなければなりません。

オ 地上高さ別の必要地耐力

(ア) 地上高さ3mまでの必要地耐力 $75\text{KN}/\text{m}^2$

(イ) 地上高さ4mまでの必要地耐力 $100\text{KN}/\text{m}^2$

(ウ) 地上高さ5mまでの必要地耐力 $125\text{KN}/\text{m}^2$

カ 間知石及びコンクリートブロック練積み造擁壁の積み方は、谷積みとしてください。

キ 上載荷重は $5\text{KN}/\text{m}^2$ が見込まれています。

ク 擁壁の基礎

擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けなければなりません。

（2）無筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造擁壁（令第7条）

ア 無筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造擁壁は、状況に応じて必要な上載荷重を見込んで計画し、構造計算によってそれぞれの土質による土圧等によって、破壊・転倒・滑動・沈下について安全が確認された構造としなければなりません。

なお、本市標準構造擁壁の上載荷重は $10\text{KN}/\text{m}^2$ を見込んでいます。

イ 本市標準構造擁壁による場合は、土質設計条件に適合していることが必要です。

ウ 本市標準構造以外の構造による場合は、土質設計条件に基づいた構造計算書の添付が必要です。

エ コンクリートの4週圧縮強度は、 $12\text{N}/\text{mm}^2$ 以上を使用しなければなりません。

オ 鉄筋

(ア) 主鉄筋は構造計算に基づき鉄筋量を算定し、間隔は30cm以下としてください。

(イ) 主鉄筋の継手は構造部材における引張り力の最も小さい部分に設け、継手の重ね長さは溶接す

る場合を除き主鉄筋の径（径の異なる主鉄筋をつなぐ場合においては、細い主鉄筋の径）の 25 倍以上としなければなりません。

(ウ) 主鉄筋の継手を引張力の最も小さい部分に設けることができない場合は、主鉄筋に溶接する場合を除き、その重ね長さを主鉄筋の径の 40 倍以上としなければなりません。

カ 突起

(ア) 突起の高さは底版幅の 10～15%の範囲としてください。

(イ) 底版幅は、突起なしでもすべりに対する安全率 1.0（常時）を確保できる幅としてください。

(ウ) 突起の位置は、擁壁背面側（後方）に設けてください。

(エ) 突起を用いる場合は硬質地盤（堅固な地盤や岩盤）の場合としてください。

(オ) 突起を設置する部分の地盤を乱さないように掘削してください。

(3) 特殊の材料又は構法による擁壁（令第 14 条）

(1)、(2) に該当しない構造材料又は構造方法で国土交通大臣がこれらの擁壁と同等以上の効力があると認め、認定したものは、その認定条件のもとで使用することができます。

(4) 共通事項

ア 伸縮継目 (図3-3、4参照)

(ア) 擁壁の伸縮継目は、20m 以内毎に設け、地盤条件の変化する箇所、擁壁高さが著しく異なる箇所、擁壁の材料・工法を異にする箇所に設け、基礎部分まで切断してください。

また、擁壁の屈曲部においては、伸縮継目の位置を隅角部から2mを超え、かつ擁壁の高さ分だけ離して設けてください。

(イ) 伸縮継目の目地材は、瀝青質材等を使用してください。

イ 隅角部の補強

擁壁の屈曲する箇所 ($60^\circ \leq \text{角度} \leq 120^\circ$) の補強については、図3-3、4を参照してください。

図3-3 コンクリートブロックタイプ

二等辺の一边の長さは、擁壁の高さ3m以下で50cm、3mを超えるものは60cmとする。

- 擁壁の高さが3.0m以下のとき

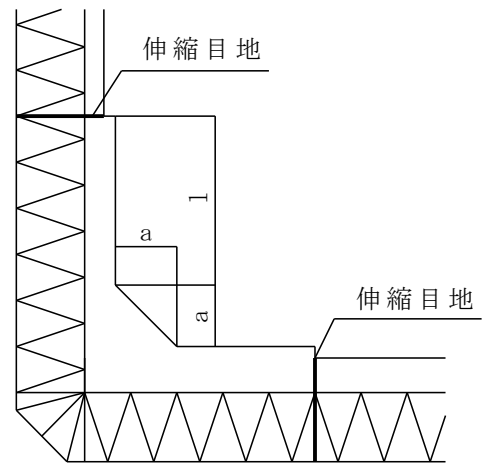
$$a = 50\text{cm}$$

- 擁壁の高さが3.0mを超えるとき

$$a = 60\text{cm}$$

- 伸縮目地の位置

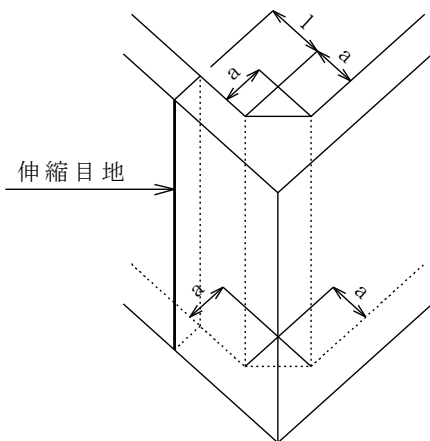
l は2.0mを超え、かつ擁壁の高さ程度とする。



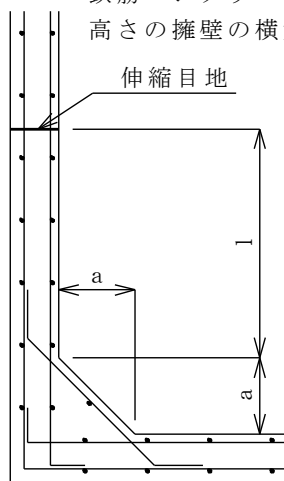
平面図

図3-4 RCタイプ

鉄筋コンクリート造擁壁の隅部は該当する高さの擁壁の横筋に準じて配筋すること。



(a) 立体図



(b) 平面図

擁壁の屈曲する箇所は、隅角をはさむ二等辺三角形の部分を鉄筋及びコンクリートで補強する。

- 擁壁の高さ3.0m以下のとき

$$a = 50\text{cm}$$

- 擁壁の高さ3.0mを超えるとき

$$a = 60\text{cm}$$

ウ 擁壁の水抜き穴 (図3-5 参照)

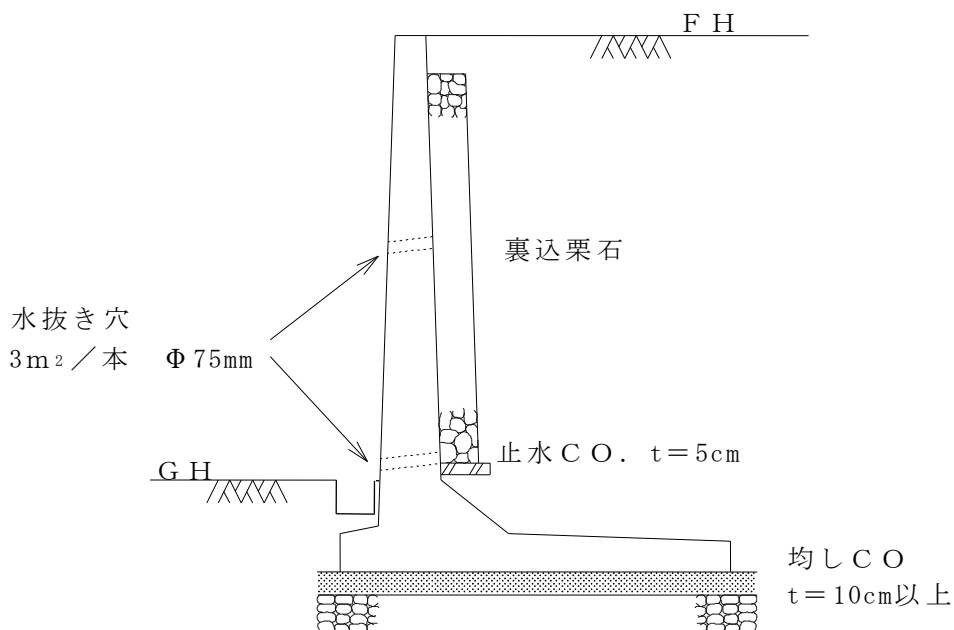
(ア) 水抜き穴は、内径 75mm 以上の耐水材料 (硬質塩化ビニールパイプ等) で壁面の面積 3m^2 に 1 か所以上設けなければなりません。

また、地上高が 1 m を超える擁壁には水抜き穴を設けてください。

(イ) 水抜き穴は、千鳥状に配置し、勾配を付けて排水しやすくしてください。

(ウ) 地下水、湧水、浸透水の多いところは、水抜き穴を適切に増やしてください。

図3-5



基礎栗石 = (良好な地山の場合のみ)
 岩着の場合、床ぞろえの後均し C O を施行

エ 透水層

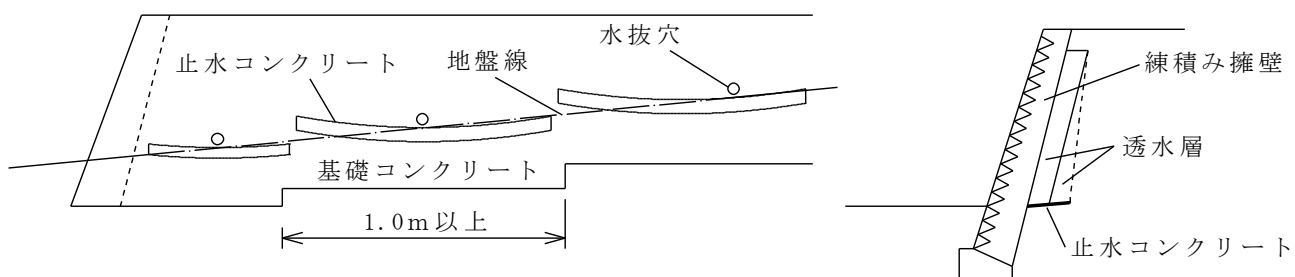
(ア) 擁壁裏面の浸透水、湧水等の排水を容易にするために、擁壁の裏面全面に栗石、砕石、砂利等で透水層を設けなければなりません。

(イ) 水抜き穴から栗石、砕石、砂利等が流出しないようにしてください。

オ 止水コンクリート (図3-6 参照)

擁壁前面の地盤とほぼ同じ高さに厚さ 5cm 以上で擁壁背面の透水層にコンクリートを打設し、水抜き穴から排水しやすくしてください。

図3-6



カ 壁下排水

擁壁の壁下には、排水溝を設置してください。

(5) その他の留意事項 (宅地防災マニュアルの解説、抜粋)

ア 崖や擁壁に近接してその上部に新たな擁壁を設置する場合

(ア) 斜面上擁壁

斜面上に擁壁を設置する場合は、図3-7の擁壁基礎前端より擁壁の高さの $0.4H$ 以上かつ 1.5m 以上だけ表3-3の土質に応じた勾配線 (θ) より後退し、その部分は、コンクリート打ち等による風化浸食のおそれがない状態にしてください。

図3-7

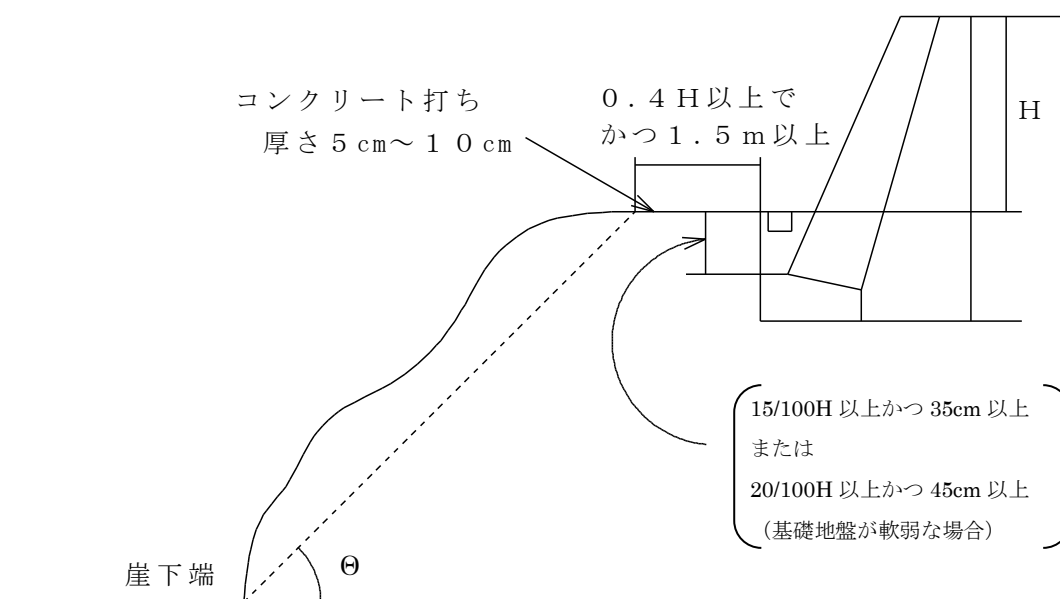


表3-3 土質別角度 (θ)

背面土質	軟岩 (風化の著しいものを除く)	風化の著しい岩	砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これらに類するもの	盛土又は腐植土
角度 (θ)	60°	40°	35°	25°

(イ) 二段擁壁

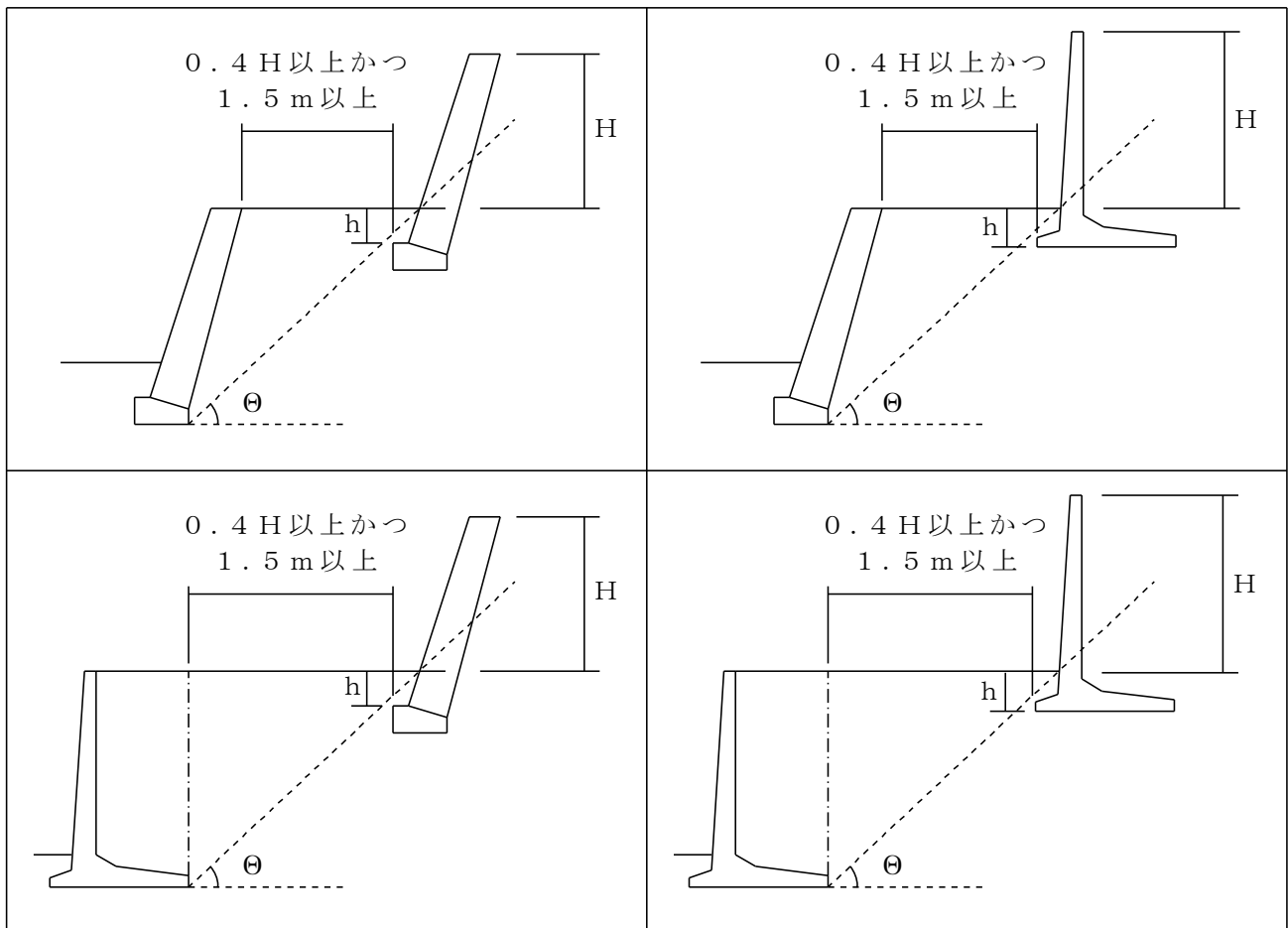
図3-8の擁壁で表3-3の角度(θ)に入っていないものは、二段の擁壁と見なされるので一体の擁壁として設計を行う必要があります。

なお、上部擁壁が角度内に入っている場合は別個の擁壁として扱うが、水平距離を $0.4H$ 以上かつ $1.5m$ 以上離してください。

二段擁壁となる場合は、下段の擁壁に設計以上の積載荷重がかからないように上部擁壁の根入れを深くするとか、基礎地盤を改良するとか、あるいはRC擁壁の場合は杭基礎とするなどして、下部擁壁の安全を保つことができるよう措置するとともに、上部擁壁の基礎の支持力についても十分な安全を見込んでおく必要があります。

擁壁が建物等の擁壁以外の構造物に近接する場合は、その構造物の荷重が擁壁に悪影響を及ぼさないような基礎構造とするか、あるいはその荷重に耐えられるような擁壁とする必要があります。

図3-8

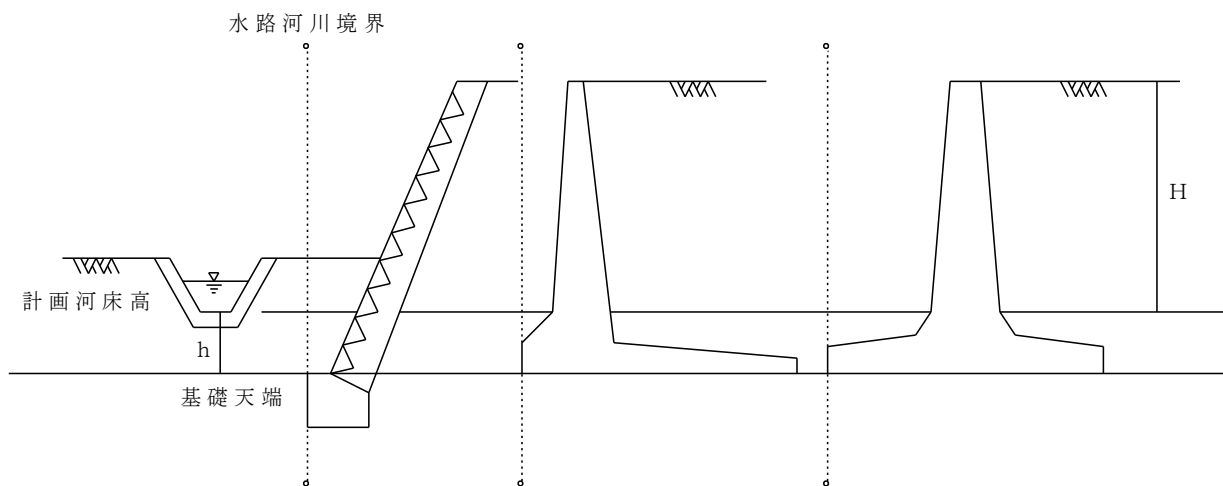


※ $h = \left(\begin{array}{l} 15/100H \text{ 以上かつ } 35\text{cm 以上} \\ \text{または} \\ 20/100H \text{ 以上かつ } 45\text{cm 以上} \\ \text{(基礎地盤が軟弱な場合)} \end{array} \right)$

イ 水路沿いの擁壁

水路、河川に接して擁壁を設ける場合は、図3-9を参考に根入れ深さは河床（計画河床）から取ってください。

図3-9



ウ 斜面に沿って擁壁を設置する場合の基礎

擁壁の基礎は段切りをして水平にしてください。

また、止水コンクリートも同じように水平に打設してください。

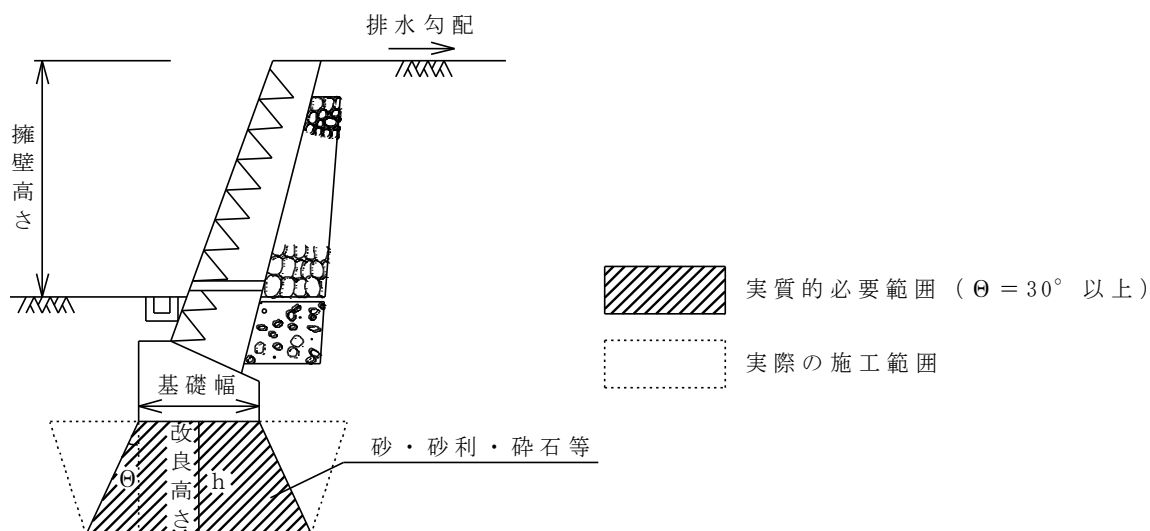
エ 地盤改良例

(ア) 砂・砂利・碎石等で置き換える場合、図3-10を参照し、必要な地耐力が得られる高さまで改良してください。

(イ) 深層・浅層混合処理（セメント系・石炭系）等による地盤改良においては、必要な地耐力が得られる高さまで改良するが、施工高さのばらつきを考慮してください。

また、セメント系固化材を用いた改良地盤の設計等に際しては、「改良地盤の設計及び品質管理指針—セメント系固化材を用いた深層・浅層混合処理工法」（日本建築センター、平成9年）を参照してください。

図3-10



《改良地盤の設計及び品質管理指針（第3編）浅層混合処理工法の設計・品質管理指針、抜粋》

4. 2改良地盤の鉛直支持力

改良地盤の鉛直支持力を求め、基礎スラブ底面に作用する鉛直荷重によって構造物に有害な変形が生じないことを確認する。

【解説】

上記の要求性能を満足するため、本指針では、以下に示す①②の検討を行うこととした。

①基礎スラブ底面に作用する最大接地圧が改良地盤の許容支持力度を超えないことを確認する。

②下部地盤に作用する最大接地圧が、下部地盤の許容支持力度を超えないことを確認する。

①は、改良地盤に伝えられた荷重が下部地盤に支障なく伝達することを確認するものであり、下式による。

$$q \leq q_a \quad (q_a = F_c / F_s) \dots (4.2.1)$$

q : 設計用荷重度 (KN/m²)

q_a : 許容支持力度 (KN/m²)

F_c : 改良体の設計基準強度 (KN/m²)

F_s : 安全率。常時に対して3、中地震時に対して1.5、大地震時に対しては1の値を参考値とする。

②は、改良地盤を通して下部地盤に伝達された荷重によって、下部地盤による応力分散効果により、基礎の接地圧面積が拡大し、拡大した面積における応力が、下部地盤に作用すると考える。この場合、浅層改良を行った部分の質量を加算する。

この接地圧は、(4.2.2)式によって求める。

$$q' = \frac{q \cdot B \cdot L}{\{B + 2 \cdot (H - D_f) \cdot \tan \theta\} \cdot \{L + 2 \cdot (H - D_f) \cdot \tan \theta\}} + \gamma \cdot (H - D_f) \quad (4.2.2)$$

ここに、q' : 下部地盤に作用する接地圧 (KN/m²)

q : 設計用荷重度 (KN/m²)

B、L : 基礎底面の幅及び長さ

D_f : 基礎の根入れ深さ

H : 表層から下部地盤までの高さ

θ : 応力の広がり角度 (一般に勾配が1 : 2となることが多い)

γ : 改良土の単位体積重量 (KN/m³)

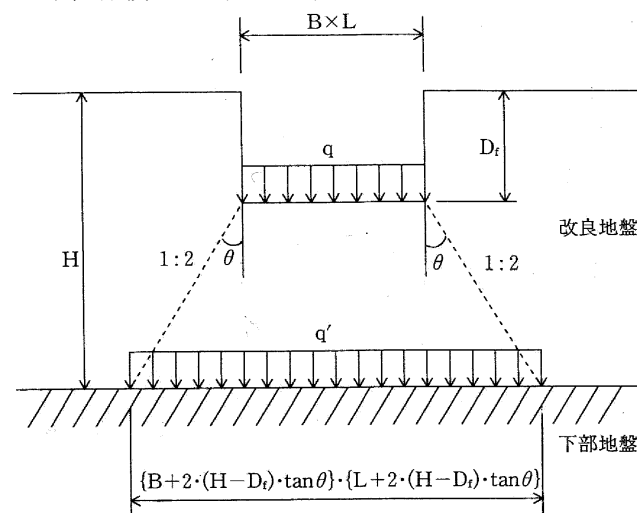


図4.2.1 下部地盤に作用する接地圧

(4.2.2)式による改良体底面の最大接地圧は、下部地盤の極限鉛直支持力度を安全率で除した許容支持力度以下でなければならない。浅層混合処理工法の場合、改良厚さに比較して改良幅や改良長さが十分大きいので、周面摩擦力の寄与分を無視して改良体底面位置における下部地盤の鉛直支持力を改良地盤の鉛直支持力とすることが一般的である。

5 排水施設（令第13条、令第5条第1号）

- (1) 切土又は盛土をする場合において、地表水等（地表水又は地下水）により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排除することができるように、以下の項目のいずれにも該当する排水施設を設置しなければなりません。
- ① 堅固で耐久性のある構造のものであること。
 - ② 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最小限度のものとする措置が講ぜられているものであること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
 - ③ その管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること。
 - ④ 専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールが設けられているものであること。
 - ・ 管渠の始まる箇所
 - ・ 排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く。）
 - ・ 管渠の内容又は内法幅の120倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な箇所
 - ・ ます又はマンホールに、ふたが設けられているものであること。
 - ・ ますの底に、深さ15cm以上の泥溜めが設けられているものであること。
- (2) 本市においては、流末排水施設に排水を接続することとし、流末排水施設のない場合の全量浸透による処理は認めておりません。
- (3) 排水施設は、区画毎に雨水・汚水分流式で計画してください。
- (4) 公共下水道施設が分流式で整備されていない場合は、宅地内最終ますの雨水・汚水ますを並列に設置し、雨水合流ますに合流させ、一本にまとめて合流管等に接続してください。
- (5) 汚水・雨水（地表水等・壁下排水）は、自然流下により排除できるように排水施設を設置してください。
- (6) 法面下及び壁下（擁壁下端部）には排水施設を設置してください。
切土又は盛土（第3条第4号の切土又は盛土を除く。）をする場合においては崖の上端に続く地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配をとらなければなりません。
- (7) その他、地表水等が集中する場所や他への影響を及ぼすこととなる場所には適切に排水施設を配置してください。

6 透水マット

地上高さが5m以下の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁に限って認められます。
 透水マットは、擁壁用透水マット協会の承認を受けた製品を用い、擁壁用透水マット技術マニュアルに基づき設計し、下記フローにより施工してください。

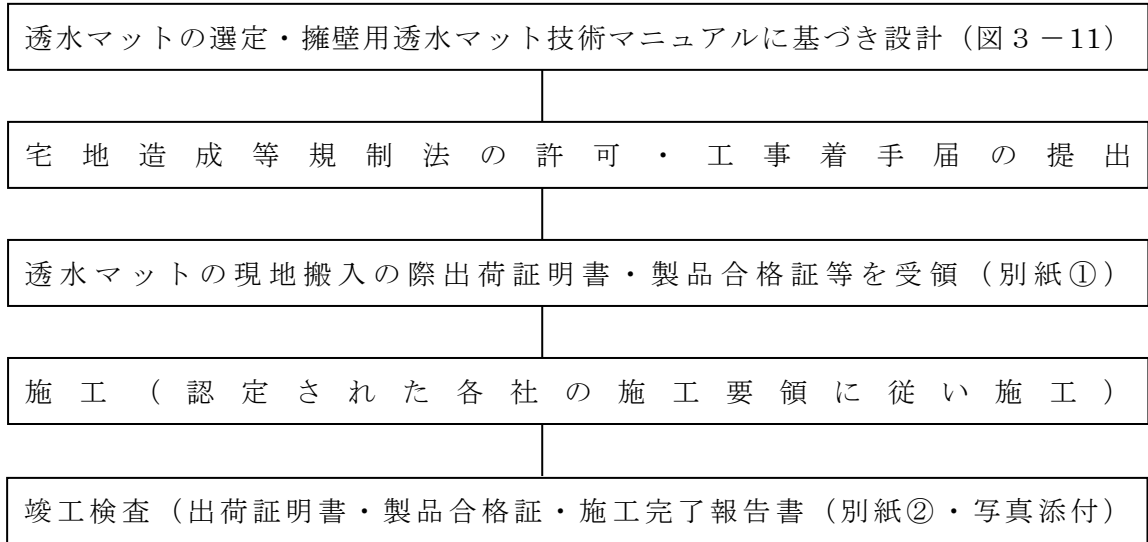
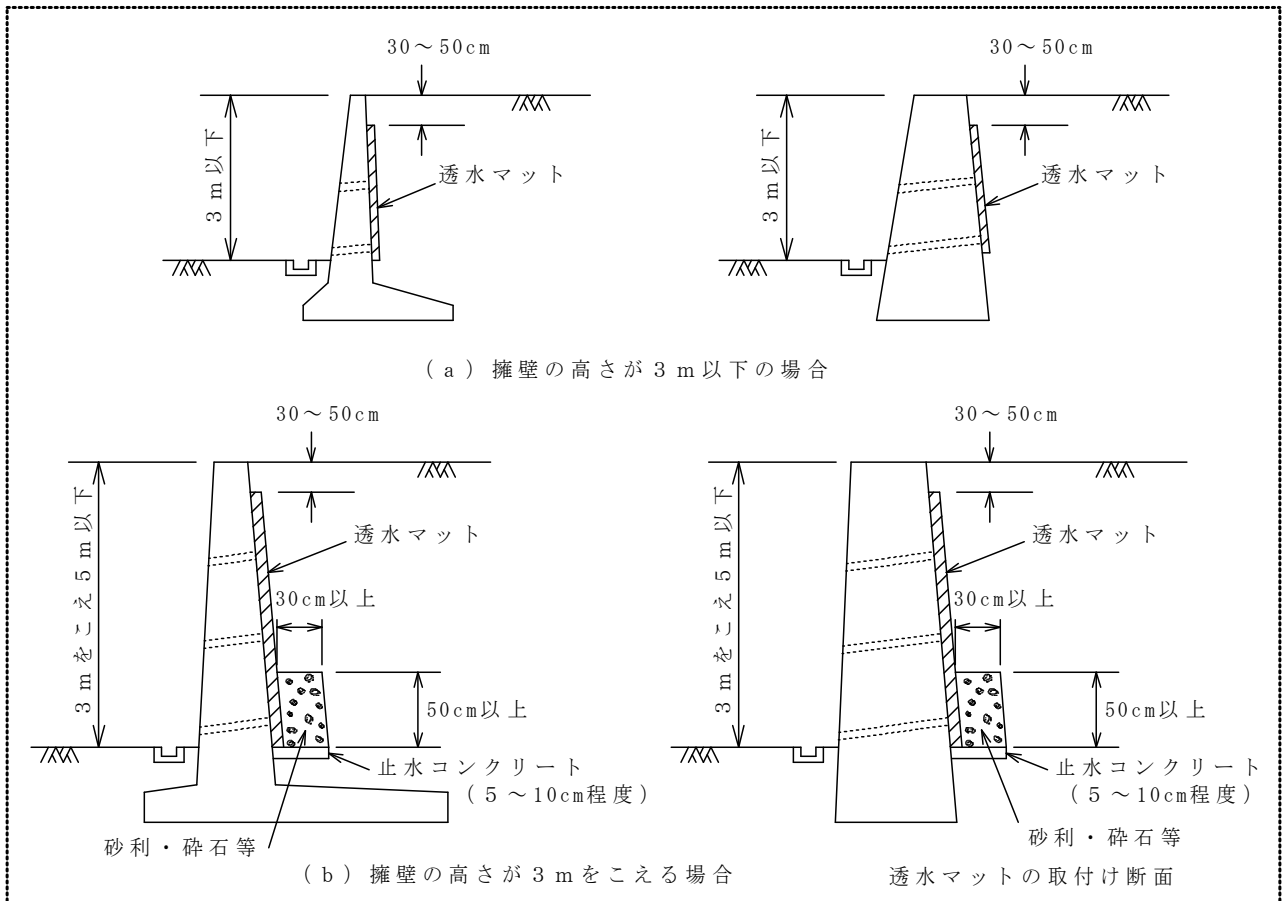


図3-11



(施工業者名) 殿

出 荷 証 明 書

1 出荷明細

品 名	内 容	出 荷 数 量

2 出荷証明

上記、出荷明細に記載した製品は、「擁壁用透水マット技術マニュアル」(平成3年3月社団法人建築研究振興会)に適合した、擁壁用透水マット協会の認定品であることを証明します。

以上

製造会社
所在地
電話

横須賀市長 御中

施 工 完 了 報 告 書

施工業者
会社名
所在地
電話

㊞

品名を入れて
ください。

下記工事の擁壁用透水マット、《品名》について、擁壁用透水マット技術マニュアルに基づき施工が適切に行われていることをご報告します。

記

工 事 名

工 事 場 所

工事管理者

施 工 面 積

7 設計者の資格（令第16条・第17条）

宅地造成に関する工事に係る設計者の資格は、表3-4のとおりです。

表3-4

工事の内容	資 格 要 件	申告書の様式
①高さが5メートルを超える擁壁の設置 ②切土又は盛土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置 《令第16条関係》 《令第17条関係》	1)学校教育法による大学又は旧大学令による大学において、正規の土木・建築課程を卒業後、2年以上の実務経験（土木・建築の技術に関する）を有する者	第3号様式 （宅地造成等規制法等施行取扱規則第6条関係）
	2)学校教育法による短期大学において、正規の3年制の土木・建築課程卒業後（夜間を除く）、実務経験（土木・建築の技術に関する）を有する者	
	3)前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者	
	4)学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者	
	5)国土交通大臣が前各号と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。 ・学校教育法による大学の大学院等に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して1年以上の実務の経験を有する者 ・技術士（建設部門） ・一級建築士 ・土木又は建築の技術に関して10年以上の実務経験を有する者で国土交通大臣の認定する講習を修了した者	
①②のいずれにも該当しない宅地造成に関する工事（宅地造成等規制法施行令第3条第4号に規定するものを除く。） 《条例第4条第4号関係》	①②に規定する資格要件のいずれかに該当する者又は二級建築士	

※ 上記の実務経験とは、土木又は建築工事の設計又は工事監理に従事した経験を言います。また、『土木・建築課程』には、農業土木、衛生工学等の課程も含まれます。

8 条例に基づく許可基準（条例第4条）

（1）造成主の資力

造成主は、工事を完成するために必要な資力を備えていなければなりません。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は、適用されません。

- ① 自己が居住し、又は自己が居住しようとする土地の宅地造成で切土又は盛土をする土地の面積が100㎡以下のもの。
- ② 法第14条（監督処分）第2項若しくは第3項又は法第17条（改善命令）第1項若しくは第2項の規定により発せられた命令に基づき行うもの

（2）工事施行者の能力

工事施行者は、建設業法第3条第1項の規定による許可を受け、かつ、工事を完成するための必要な能力を備えていなければなりません。

（3）施工計画書の作成

工事施行者は、工事の施行に係る計画書を作成していなければなりません。

（4）設計者の資格

政令第17条に規定するもの又は二級建築士の資格を有する者が工事（法第9条第2項に規定する政令で定めるものの工事を除く。）の設計を行っていないければなりません。

（5）土質調査の実施

切土又は盛土をすることによって、当該切土又は盛土をした土地の区域に高さが5mを超えるがけを生じ、かつ、その区域から10m以内に建築物が存する工事にあつては、造成主が当該工事に適する土質調査を行っていないければなりません。ただし、既にこれと同等の土質調査の資料を保有している場合は、その資料をもって土質調査の実施にかえることができます。

（6）条例に基づく許可基準の適用除外

切土又は盛土をする土地の面積が500㎡を超える行為のみによって宅地造成に関する工事の許可を受けなければならない工事については、適用除外です。

※条例の内容及び手続き等の詳細については、「第2編. 4 宅地造成に関する工事の基準及び手続きに関する条例・解説」を参照してください。